

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2026年7月16日(木)

NO. 1697号

本号3頁

会期末迫る中、与党は副首都法案等通すために1週間延長か

会期末が17日に迫るなか、与党内では副首都法案などを成立させるための会期延長が検討されています。そのような中、同法案は衆院地域・こども・デジタル特別委員会は14日の理事会で、与党提出の副首都法案を15日の委員会で採決し、同日の本会議に緊急上程し、衆院を通過させました。共産党の山添拓政策委員長はこの問題を問われ「副首都法案などを会期内に通すことだけを理由にした会期延長は、到底認められない。国会審議を政府や与党の都合のためだけに用いていく動きは許されない」と批判し、会期末で日程がないなか、副首都法案や皇室典範改定案、国旗損壊処罰法案など数々の悪法を「採決日程ありきで推し進めてきたこと自体が大問題だ」と指摘しました。

副首都法案を巡っては自民、日本維新の会、チームみらいの3党が14日、情報通信技術の活用をはかる規定を法案に盛り込むなどの修正で合意しました。党の本来の姿なのでしょうか、チームみらいは、これをもって法案に賛成する意向を示しました。同法案は維新が「衆院議員定数削減法案」とともに自民との連立政権合意に掲げ、野党が反対するなか与党のみで強権的に審議入りさせた経緯があります。ともあれ、これから参議院で審議されることとなります。



また、皇室典範改正案の参院特別委員会で、共産党の小池晃氏は、旧11宮家の男系男子の養子について、「現在の天皇とは36親等から38親等の隔たりがあると（政府は）答弁された。6親等離れば民法上の親族ではない。38親等というふうになれば、もうほとんどこれは赤の他人ではないか。女性が天皇となる道を塞ぐ一方で、遠い遠い血筋の人を養子にして、その子が男子であれば皇位継承権を持たせようと。とても国民的理解と支持は得られない」と述べました。

また、立憲は、旧宮家の男系男子を養子にする案は「理解不能」だと批判したうえで、なぜ養子の対象が男子に限定されるのかと質しました。立憲民主党 長浜参院議員「養子の対象としてなぜ嫡男（ちゃくなん）系嫡出（ちゃくしゅつ）系の子孫である女子は対象でないんですか」と。これに木原官房長官は「皇族が男系による継承を積み重ねてきたことを踏まえると、養子となり皇族となる者も皇統に属する男系の男子に該当するものに限ることが適切であるとされている」そのうえで、養子について「皇族と血縁関係がない一般の民間人を養子にして皇族にするものではない」と強調しました。他党からも批判の意見が多く出され、15日の採決は見送られました。

国民投票法改正案の15日の参院憲法審査会での採択は見送り!!

衆議院で採択され、参議院に送られた国民投票法改正案は、先々週に参議院で審議入りし、8日の幹事懇談会で、15日の審査会で審議し、採決することを決めました。採択される予定でしたが、ところが、参院憲法審査会は皇室典範の審議等の影響で、午後1時開催が4時10分開催と変更され、「国民投票法改正案」について審議され、各政党会派が8分間ずつ一回り意見を述べて、予定されていた「採決」は実施されず、1時間程度の開催で終了しました。

その時点では会期延長が決まっているかのような雰囲気の中で、委員からは立憲所属の審査会会長に対して、「来週、審査会を開催して国民投票法改正案を通すことは許されない。会長は奮闘すべきだ」と厳しい意見も出されました。

しかし、国民投票法改正法案の中身は、2019年及び22年の公職選挙法改正と言わば「横並び」の改正を22年に提出しましたが24年の衆院解散によって廃案となったものの再提出したものであ

り、投票環境整備を目的としたもの投票立会人の選任要件緩和など3項目です。ようやく数年がかりで成立させようとしたものに過ぎません。一部報道では、「高市首相の来春の党大会を改憲発議の『めどが立ったと言える状態で迎えたい』としており、一つの関門をクリアすることになる」等と報じていますが、そんなに改憲に向けて大きな改正ではありません。

しかし、反対している共産党が主張していることは、一部を改正しただけ、重大で根本的な問題が残されたままで、国民の民意を正確にくむという点で重大な欠陥があるということです。たとえば、最低投票率の規定がなく、有権者の1割の賛成でも改憲案が通る仕組みであること、公務員や教員による国民投票運動への不当な制限されていること、資金力の多寡によって広告量が左右される問題などです。根本問題を放置したまま、投票法を形だけ整えて、いつでも動かせるようにしておき、改憲議論を進めようというもので認められません。

政府の「骨太方針」最終案が判明

「日銀の自主性尊重」明記 消費税減税時期は総理判断 21日に閣議決定へ

政府がまとめる「経済財政運営と改革の基本方針＝骨太の方針」の最終案が14日、明らかになりました。6月末に公表された原案から、市場の懸念を払拭するため金融政策の分野で日銀の独立性について言及する修正が行われたほか、これまで検討中とされていた安全保障の現状認識や、社会保障制度における具体的な目標が追加されました。また焦点となっている食料品の消費税減税の結論を得る時期については高市総理が今週中にも最終判断します。政府は、この最終案を今月21日の閣議で決定する方針です。

原案から最終案に至るまでの安全保障と社会保障分野の主な変更点は以下の通りです。

▼安全保障 原案において空白となっていた現状認識の箇所が追加され、中国の一層の軍事力強化、北朝鮮の核・ミサイル開発の継続、ロシアによるウクライナ侵略の教訓などが具体的な脅威として明記されました。

さらに、防衛力を根底から支える人的基盤の強化策として、退職自衛隊員やその家族への支援を目的とした「新たな庁」の設置検討が盛り込まれたほか、防衛省の組織を抜本的に強化するとの方針が新たに追加されています。

▼社会保障 原案の社会保障の「負担増」に関する記述が、最終案では一步踏み込んだ内容へと具体化されました。

現役世代の保険料負担を抑制するため、これまでの歳出改革努力を継続し、「2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組む」という具体的な数値目標が明記されています。

また、医療保険制度における70歳以上の窓口負担割合については、原則3割となっている現役世代との間で「年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う」と、能力に応じた負担を求める方針を明確に打ち出しました。その上で、具体的な改革工程表を2026年末までに策定するとしています。

一方、社会保障と税の一体改革の推進について、超党派の社会保障国民会議で議論されている「食料品の消費税の減税」や「給付付き税額控除」などについては14日の時点で空白のままとなっています。

今週中にも国民会議で議長を務める自民党の小野寺税調会長と高市総理との間で消費税減税の結論を得る時期など文言の最終調整を行う方針です。

「いのちと暮らしを守れ!26年「骨太方針」に抗議する首相官邸前行動」

国家の強靱化を謳いながら、その足元で暮らす人々の生活を困窮に陥れる政策は、本末転倒と言わざるを得ません。国民が求めているのは、軍拡ではなく、日々の暮らしであり、福祉であり、教育であり、人々の未来です。

この危険な大軍拡方針に対して「NO」意思を突きつけましょう。首相官邸前で、「いのちと暮らしを守れ!26年「骨太方針」に抗議する首相官邸前行動」に、是非ご参加ください。

いのちと暮らしを守れ!26 年「骨太方針」に抗議する首相官邸前行動

◆日時 2026 年 7 月 24 日（金）12:00～（45 分程度）

◆場所 官邸前 ◆主催 大軍拡・大增税NO！連絡会

「皇室典範問題」を憲法の視点で考える〈その 3〉

憲法会議常任幹事 増村耕太郎

③今回の案が抱える大きな問題点

(1)女性皇族の身分保持が抱える矛盾

今回の案に出た女性皇族（たとえば現天皇の娘の愛子さん）が結婚しても皇族の身分を保持することに関しては、与野党・国民の間に反対の声は少ないと思う。しかし、愛子さんを天皇にすることを「皇国史観派」は断固として認めない。また、結婚相手（夫）、そこで生まれた子供を皇族にするかどうかについて、正副議長案は言葉を濁し、政府の法案は皇族にしない（一般国民のまま）ということにした。「皇国史観派」の意向を言えば、夫も子供も皇族にすれば、「女系天皇」に道が開かれるから反対だということらしい。では、愛子さんは皇族に残るが、夫も子供も一般国民という制度を作ればどうなるのか。大変な矛盾が生まれる。

＊一つの家族の中に、皇族と一般国民という身分の差が存在ことになる。

そもそも皇族には、憲法が国民に保障する基本的人権はない。戸籍がないし、「姓」もない。しかし、一般国民には、戸籍も姓もある。つまりこの家族は夫婦別姓になる。高市氏などは、選択的夫婦別姓に対して「家族の一体性がなくなる」と反対するのだが、最も「一体性」のない家族が皇族の中に生まれることの矛盾は、了とするのだろうか。

政府案では、愛子さんを住民基本台帳に登録し、戸籍を作ると言っている。しかし「姓」がないことには変わりがない。むりやり夫の姓に一体化して登録するのであろうか。これでは究極の男社会である。

＊皇族には国から生活費が支給される。一般国民には支給されない。つまりこの夫は、皇居の一角に住みながら、毎日、満員電車に乗って会社に通い、生活費を稼がなくてはならない。それでいいと言えば、いいのだが。

＊いまものべたが、皇族には基本的人権はない。選挙権も被選挙権もない。一般国民にはある。この夫は、たとえば日本〇〇党に入党し、選挙に出ることも自由だ。皇居の中に選挙事務所ができて、千代田の区議会議員選挙の候補者カーが走り回ることも可能になる。私は、この話に困ることはないが、「皇国史観派」の方もそれでいいのだろうか。

(2)養子縁組案が抱える矛盾

戦後皇族を離れた「旧宮家」の未婚男子を皇族の養子にするという案は、さらに矛盾が深刻である。最初に、憲法に関わって言うと、憲法 14 条は、国民を出身の「門地」で差別することを禁じている。そして、「旧宮家」の方々は、80 年前に皇族をはなれた一般国民である。その特定の人だけを皇族にするということは、出身「門地」での差別を禁じた憲法に違反するという根本的な問題がある。このことを、まず指摘したい。

さて「旧宮家」というと、いまの天皇家と近い親戚のように映るがそうではない。話はいまから約 600 年前、室町時代にさかのぼる。この時期に、後花園天皇という方がいた（在位 1428 年～）。南北朝時代だが、この人は「北朝」に属する。この後花園天皇の末裔が、いまの天皇一家である。

後花園天皇には弟がいた。貞常という。この人の 600 年後の末裔が、いま話題になっている「旧宮家」である。600 年前の「親戚」だから、いまの天皇との「血のつながり」といっても、ほぼ「ゼロ」に等しい。そもそも貞常の末裔の男性がいま何人ぐらいいるか、単純計算してみよう。以下、仮定の数字である。貞常が 30 歳ごろに 2 人の男子をもうけるとする。この男子がやはり 30 歳ごろに 2 人の男子をもうけると、「男系・男子」の子孫は 4 人になる。この 4 人が 30 歳ごろに 2 人の男子をもうけると 8 人。これを 600 年間繰り返すと、いま 209 万 7152 人の「男系・男子子孫」がいることになる。考えてみよう。600 年前に親戚だったという人が突如現れて、「あなたの親戚です。子どもを養子にして相続させてください」と言って、まともに応じる人がいるのだろうか。

次号に続く